埼玉県社会福祉士会の取り組み

希望の家事業・社会的養護自立支援事業について

希望の家支援員・社会的養護自立支援事業支援コーディネーター　小谷野和悟

希望の家事業の経過

- 埼玉県より公益社団法人埼玉県社会福祉士会が受託

- 平成27年4月、東武地区に事業所を開設。
- 平成28年4月、西部地区に2か所目の事業所を開設
- 平成29年4月、西部地区に3か所目の事業所を開設
- 平成29年7月、さいたま市内に4か所目の事業所を開設

希望の家利用形態

- 埼玉県社会福祉士会が民間のアパートを借り、利用者（施設退所児童）に提供する。
- 利用にあたっては以下の契約を利用者と埼玉県社会福祉士会が結ぶ。

「支援契約書」　～支援内容について～

・通学状況確認、家庭訪問による健康状態確認

・公共料金等の支払いについて

・進路相談

・各種手続きについて

希望の家　支援体制

埼玉県社会福祉士会会員が支援員として、週に2回程度（必要に応じて随時）事務所におり、「いつでも、なんでも相談」のもと、見守りや具体的な助言等の支援にあたっている。

利用者には個々に担当の支援員がつき、個別面接（月1回以上）を行っている。

希望の家の生活

担当支援員による面談

・健康状態の確認
・学校生活での悩み相談
・収支のバランスについての相談
・各種手続きについて

希望の家　イメージ図

助け合える仲間が隣に住んでいる

集団生活ではないが、同じような経験をした仲間が住んでいることの安心感

学生を取り巻く環境

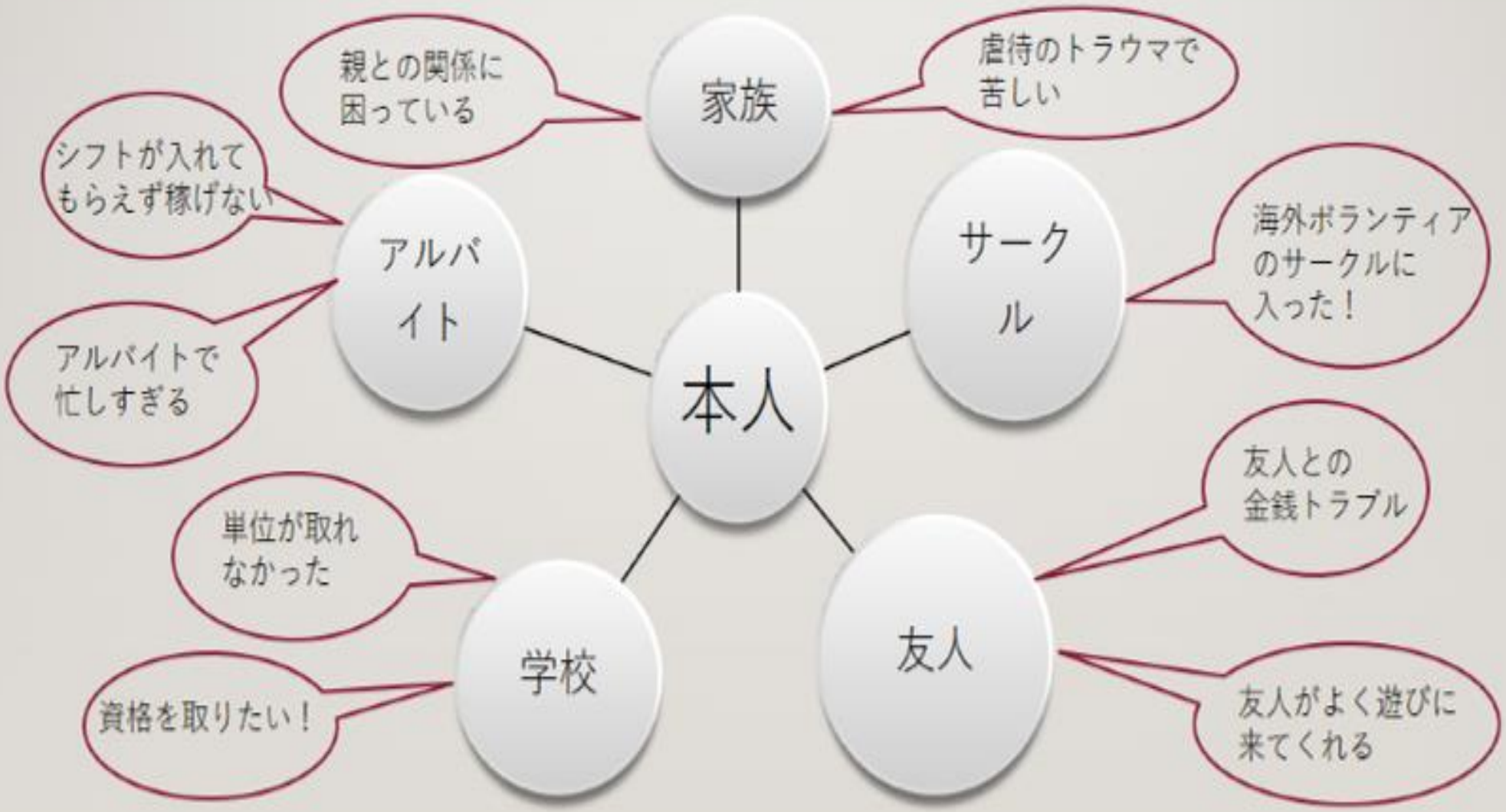
家族
親との関係に困っている
虐待のトラウマで苦しい
アルバイト
シフトが入れてもらえず稼げない
アルバイトで忙しすぎる
サークル
海外ボランティアのサークルに入った！
本人
学校
単位が取れなかった
資格を取りたい！
友人
友人との金銭トラブル
友人がよく遊びに来てくれる

学生を支える連携体制

子ども安全課

希望の家事業

埼玉県社会福祉士会

ほかに
学校・病院・警察
なども

連携

出身施設

児童相談所

社会的養護自立支援事業について

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて１８歳（措置延長の場合は２０歳）到達後も原則２２歳の 年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業

・支援コーディネーターによる継続支援計画 の作成

・ 職業的自立に向けての就労・就学の継続支援 （食事の提供など日常生活上の支援、自立生活への不安や悩みの相談等）の実施

・ 関係者（里親、施設職員、学校関係者等）で情報共有をしながら、連携して対象者が安定した生活を送れるよう支援を実施

社会的養護自立支援事業の実施イメージ

<児童相談所等>

①支援コーディネーター（全体を統括）

※　児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成

※　関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

<民間団体への委託等>

②生活相談支援担当職員（生活相談支援）

※　居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援

※　対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援

⇒　自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助

※　安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援　等

③就労相談支援担当職員（就労相談支援）

※　雇用先となる職場の開拓　・就職面接等のアドバイス

※　事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ　等

④嘱託医等（医療連携支援）

※　嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

⑤弁護士等（法律相談支援）

※　弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース（金銭・契約トラブル等）への対応を行う

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

措置解除

22歳

※措置費による自立支援

○進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援を拡充
【令和２年度～】
【１か所当たり約580万円】

○就職の際に必要な被服類等や大学進学等の際に必要な学用品等の購入費等の支援
【児童１人当たり最大約28万円】

（家庭復帰又は自立した児童）

※　家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支援資金貸付事業」の活用が可能

⑥住居費支援（里親・施設の住居費費を支援）

⑦生活費支援（大学進学者等の生活費を支援）

⑧学習費等支援（進学希望者の学習塾費等を支援）

※　措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

（引き続き施設等に居住する児童）

1

※厚生労働省資料引用